

第四節 県による災害予防対策

(防災情報の提供等)

第二十三条 県は、県民の防災知識・技能の習得を図るため、事業者、自主防災組織等及び市町村と連携しつつ、防災情報の提供、防災訓練等の実施、防災教育の支援、過去の災害に関する記録の収集、整理及び保存その他の必要な措置を行うものとする。

【趣旨】

災害から生命・身体を守るためには、災害の特徴や行うべき対策の内容について、県民一人ひとりが正しい認識を持つことが必要不可欠です。

そこで、県は、県民の防災知識・技能の習得を図るため、事業者、自主防災組織等、市町村と連携しつつ、防災情報の提供、防災訓練等の実施、防災教育の支援、過去の災害の記録の収集・整理・保存等を行うものとししました。

(一斉帰宅の抑制についての周知等)

第二十四条 県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するとともに、救出等優先期間の経過後における帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するため、事業者、市町村その他の関係者と連携しつつ、一斉帰宅の抑制についての周知、一時滞在施設及び帰宅支援ステーションの確保その他の必要な措置を行うものとする。

【趣旨】

災害発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、帰宅経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがあります。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救出・救護活動や緊急物資の輸送の妨げになる可能性もあります。

そこで、県は、一斉帰宅による事故や混乱の発生を防止するとともに、救出等優先期間の経過後における帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するため、事業者、市町村等と連携しつつ、一斉帰宅の抑制についての周知、一時滞在施設や帰宅支援ステーションの確保等を行うものとししました。

【説明】

1 「一斉帰宅の抑制についての周知」

近隣都縣市や関係民間企業・団体等と連携し、災害発生時の心得などについての普及啓発や徒歩帰宅支援などの取組、また、県内市町村、鉄道事業者、大規模集客施設事業者、経済団体など関係機関とともに、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知するための一斉広報の実施などが想定されます。

2 「一時滞在施設」

地震等による災害発生時に、駅周辺や路上等の屋外で被災し、待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいい、例えば、オフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場等が想定されます。

3 「帰宅支援ステーション」

事業者の施設や一時滞在施設に滞在した帰宅困難者が、救出等優先期間経過後に徒歩により帰宅する場合において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、沿道情報などの提供を行う施設をいい、例えば、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が想定されます。

(要配慮者に係る防災対策への支援等)

第二十五条 県は、要配慮者の特性を踏まえ、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に対する支援、要配慮者又は要配慮者の家族等が主体的に行う防災対策の支援その他の必要な措置を行うものとする。

【趣旨】

要配慮者は、地震や津波等による被害を多く受ける傾向にあり、避難行動や避難生活などに関して、県、市町村、県民、事業者が協力して支援することが重要です。

また、要配慮者の身の安全を確保するためには、要配慮者自身やその家族等の取組も必要です。

そこで、県は、要配慮者の特性を踏まえ、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に対する支援、要配慮者やその家族等が主体的に行う防災対策の支援等を行うものとししました。

【説明】

1 「要配慮者の特性」

例えば、高齢者や障害者であれば自力での行動が困難な方もいること、乳児であれば自己の欲求等を言葉で訴えることができないことなどです。

2 「避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備」

避難行動要支援者の生命・身体を災害から守るために必要な避難の支援、安否の確認などについての計画を定めることです。具体的には、避難行動要支援者ごとに避難支援等関係者となる者、支援体制、避難場所等を記載した個別避難計画を作成することなどをいいます。

3 「要配慮者又は要配慮者の家族等が主体的に行う防災対策の支援」

要配慮者やその家族等が行うべき防災対策について、リーフレットやホームページ等を通じて周知を図ることなどが想定されます。

(避難所に関する市町村への支援)

第二十六条 県は、市町村が行う避難所（災害対策基本法第四十九条の七第一項に規定する避難所をいう。以下同じ。）の確保、迅速な開設及び円滑な運営のために必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

災害発生時において市町村が開設し、運営主体となる避難所について、県は助言、支援等を行う必要があります。

そこで、県は、市町村が行う避難所の確保、迅速な開設、円滑な運営のために必要な支援を行うものとししました。

【説明】

1 「市町村が行う避難所の確保、迅速な開設及び円滑な運営のために必要な支援」

県が作成した避難所の開設や運営に関する手引きを活用するなどして、市町村による避難所の開設や運営が円滑に行われるよう情報提供することや、県立学校の避難所の指定について市町村に協力することなどが想定されます。

2 「避難所」

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災住民等を一時的に滞在させるための施設をいいます（災害対策基本法第49条の7第1項）。

これとは別に、緊急時の避難場所として、指定緊急避難場所があります（第10条【説明】参照）。

(耐震対策及び液状化対策に関する情報提供)

第二十七条 県は、地震及び地盤の液状化に対する建築物の安全性の向上に資するため、建築物の耐震診断及び耐震改修、地盤の液状化対策に係る工法等に関する情報を提供するものとする。

【趣旨】

阪神・淡路大震災において約8割を占めた最も大きな死因は、倒壊した建築物や家具などの下敷きになったことによる圧死や窒息死であり、東日本大震災では、千葉県各地で液状化現象が発生し、県民の財産に大きな損害をもたらしたことから、県民や事業者が行う耐震対策や液状化対策を促進する必要があります。

そこで、県は、地震や地盤の液状化に対する建築物の安全性の向上に資するため、建築物の耐震診断・耐震改修に関する情報の提供、地盤の液状化対策に係る工法等に関する情報の提供を行うものとししました。

【説明】

「建築物の耐震診断及び耐震改修、地盤の液状化対策に係る工法等に関する情報を提供」

耐震対策については、無料耐震相談会の開催、建築物所有者向けの啓発事業等を行うことが想定されます。

液状化対策については、ハザードマップを参考に、液状化の危険性がある地域において住宅を建築する前には、地盤調査を実施し、液状化の発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの工法を選定して液状化対策を行うよう周知することなどが想定されます。

(公共土木施設の整備等)

第二十八条 県は、洪水、高潮、津波及び地滑りにより生ずる被害その他の災害の最小化に資するため、堤防、防潮堤、水門、地滑り防止施設その他の公共土木施設の整備及び改修を図るものとする。

【趣旨】

災害の最小化を図るためには、ソフト対策・ハード対策を織り交ぜた総合的な防災対策を推進することが重要であり、堤防、防潮堤、水門、地滑り防止施設などによるハード対策も、併せて実施していく必要があります。

そこで、県は、公共土木施設の整備・改修を図るものとなりました。

【説明】

- 1 「堤防、防潮堤、水門、地滑り防止施設その他の公共土木施設の整備及び改修」
河川法、海岸法、地すべり等防止法などの県土整備に関する法令や計画にのっとり、堤防、防潮堤、水門、地滑り防止施設などの公共土木施設の整備・改修をいいます。

- 2 「地滑り防止施設」
地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいいます（地すべり等防止法第2条第3項）。

（物資等の備蓄等及び供給体制の整備等）

第二十九条 県は、市町村による物資等の備蓄を補完する役割を踏まえつつ、県民の生命及び最低限度の生活の維持を図るために必要な物資等を備蓄し、及び点検するものとする。

2 県は、迅速かつ適切な災害応急対策及び災害復旧対策の実施を図るため、事業者との間の協定の締結その他の物資等の供給及び役務の提供に係る体制を整備するものとする。

【趣旨】

災害発生時において、平時の物流体制が滞った場合であっても、県民の生命や最低限度の生活を維持し、迅速かつ適切な災害応急対策や災害復旧対策を実施するためには、あらかじめ、必要な物資を備蓄するとともに、円滑な供給体制を築いておくことが必要です。

そこで、県は、本条第1項において、必要な物資等の備蓄や点検を行うとともに、第2項において、事業者との間の協定の締結などの物資等の供給や役務の提供に係る体制を整備するものとししました。

【説明】**1 「市町村による物資等の備蓄」**

住民により賄われる備蓄物資等を補完する目的で、市町村が行う備蓄をいいます。

2 「県民の生命及び最低限度の生活の維持を図るために必要な物資等」

市町村の備蓄を補完するという視点に立った備蓄物資等として、食料、飲料水、災害用医薬品、防災資機材等が想定されます。

3 「事業者との間の協定の締結」

迅速かつ適切な災害応急対策や災害復旧対策の実施を図るため、様々な分野の事業者との協力関係が円滑に機能するよう、県と要請先の事業者との間であらかじめ要請内容を確認し、連絡体制や要請手続き、経費負担の方法等を相互に取り決めておくことをいいます。

(自主防災組織等への支援等)

第三十条 県は、自主防災組織等による防災活動の円滑な実施を図るため、市町村と連携して、自主防災組織等の結成及び活動に対する支援、自主防災組織等、消防団等その他の関係者との連絡調整の中心的な担い手となる人材の育成その他の必要な措置を行うものとする。

【趣旨】

災害発生時に、地域住民の生命・身体を守るためには、自主防災組織等をはじめとする地域住民が連携して行う防災活動が必要不可欠です。

そこで、県は、市町村と連携して、自主防災組織等の結成・活動に対する支援、自主防災組織、消防団等との連絡調整の中心的な担い手となる人材の育成等を行うものとなりました。

【説明】

1 「自主防災組織等の結成及び活動に対する支援」

市町村が新設の自主防災組織に補助を行う場合に、その経費の一部を県が補助することなどが想定されます。

2 「消防団」

市町村の一組織ですが、常勤の公務員により構成される消防本部や消防署と異なり、非常勤の公務員である一般市民により構成される消防機関であり、地域においては、公助の側面とともに共助の側面も有しています。本条例は、自助・共助の取組をより一層促進することを主眼としていることから、共助の側面を有している消防団について、特に規定しています。

3 「関係者との連絡調整の中心的な担い手となる人材の育成」

平常時においては、自主防災組織等が開催する防災訓練や講習のサポートを行い、災害発生時においては、避難所の運営についての助言等を行う人材の育成が想定されます。

(ボランティアによる防災活動への支援)

第三十一条 県は、専門的な知識及び技術を有する者をはじめとするボランティアによる防災活動の円滑な実施を図るため、市町村、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携して、ボランティアの受入れに係る体制の整備、ボランティアの受入れに関し専門的な知識及び経験を有する人材の育成の推進その他のボランティアによる防災活動への必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

東日本大震災をはじめとする近年の災害発生時においては、多くのボランティアが活発な活動を行い、重要な役割を果たしてきたところであり、今後も大きな役割を果たすことが見込まれます。

そこで、県は、ボランティアによる防災活動の円滑な実施を図るため、市町村、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携して、ボランティアの受入れに係る体制の整備、ボランティアの受入れに関し専門的な知識・経験を有する人材の育成の推進等を行うものとししました。

【説明】

1 「専門的な知識及び技術を有する者」

阪神・淡路大震災において必要性が強く認識された、医療、福祉、建築などの各分野における専門的な知識・技術を有するボランティアをいい、医師、看護師などの医療従事者、介護福祉士、応急危険度判定士などが想定されます。

2 「ボランティアの受入れに関し専門的な知識及び経験を有する人材の育成の推進」

県の社会福祉協議会が行う研修を通じた、災害ボランティアコーディネーターの養成などの推進が想定されます。

(表彰)

第三十二条 県は、地域における防災活動に関し特に顕著な功績があったと認められるものを表彰するものとする。

【趣旨】

県は、地域防災活動に関し特に顕著な功績があったと認められるものを表彰するものとなりました。

【説明】

「地域における防災活動に関し特に顕著な功績があったと認められるもの」

自主防災組織等の防災活動や学校の防災教育などにおいて、長年にわたって他の模範となる活動や地域と連携した活動を行う団体などが想定されます。

（体制の整備）

第三十三条 県は、国、他の都道府県、市町村、報道機関、医療機関その他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達に係る体制、被災者に対する医療に係る体制その他の防災に関する必要な体制を整備するものとする。

2 県は、災害が発生した場合において優先すべき業務の特定、当該業務を継続するために必要な人員等の確保等に関する計画を作成するものとする。

3 県は、その所有する庁舎その他の災害応急対策の実施上重要な施設について、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

【趣旨】

1 県が、災害発生時において、迅速かつ適切な体制を築くためには、平時から必要な体制を整備しておくことが重要です。

そこで、県は、本条第1項において、関係者と連携して、情報収集・伝達体制、医療体制などの防災に関する必要な体制を整備するものとなりました。

2 県は、大規模な災害発生時においても、県民の生命・身体・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、必要な行政サービスの提供を維持する必要があります。

そこで、県は、本条第2項において、あらかじめ、業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）を作成するものとなりました。

3 災害応急対策の拠点となる庁舎などの施設が災害に対して脆弱であれば、迅速かつ適切な災害応急対策に支障が生じるおそれがあります。

そこで、県は、本条第3項において、その所有する庁舎などの災害応急対策を実施する上で重要な施設の災害に対する安全性の向上を図るものとなりました。

【説明】**1 「災害に関する情報の収集及び伝達に係る体制」**

災害対策基本法では、知事も含めた「地方公共団体の長は、…災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない」と規定しています（同法第47条第1項）。

本条例では、災害発生時に県民等に必要な情報が迅速かつ適切に伝達されることが重要であることから、情報収集・伝達体制の整備について確認的に規定しています。

2 「被災者に対する医療に係る体制」

災害対策基本法では、災害予防段階における医療体制の整備について明示的な規定はありませんが、本条例では、災害発生時において医療が重要であることから、

被災者に対する医療体制の整備について規定しています。

3 「災害が発生した場合において優先すべき業務の特定、当該業務を継続するために必要な人員等の確保等に関する計画」

いわゆる業務継続計画を指し、災害発生時に、職員等の資源に制約がある状況下において県が適切に業務を継続することにより、県民の生命・身体・財産を守り、被害の拡大や社会的混乱を最小限に抑えるための計画をいいます。

4 「庁舎その他の災害応急対策の実施上重要な施設」

庁舎のほか、避難所や指定緊急避難場所となる県有施設などが想定されます。